



# 栃木県公報

平成23年  
3月8日(火)  
第2255号

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止..... 185
- 介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止..... 185
- 介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止..... 186
- 道路の区域の変更..... 186
- 道路の供用開始..... 187
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可..... 187

### 公 告

- 疑似患畜の届出..... 188

### 調達等公告

- 入札公告..... 188

## 告 示

### 栃木県告示第99号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成23年3月8日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
70500161	社会福祉法人津田福祉会 理事長 穂積 与四郎	特別養護老人ホーム さつき荘	鹿沼市白桑田254番地 7	平成23年 3月31日	福祉用具 貸与
71000849	ゴールドエイジ株式会社 代表取締役 久保川 議道	ゴールドエイジ株式 会社栃木営業所	大田原市浅香三丁目 3731番9号	平成23年 2月28日	訪問介護

### 栃木県告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成23年3月8日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
71000849	ゴールドエイジ株式会社 代表取締役 久保川 議道	ゴールドエイジ株式 会社栃木営業所	大田原市浅香三丁目 3731番9号	平成23年 2月28日	居宅介護 支援

72100473	株式会社フレンド 代表取締役 谷 孝裕	ふれんど南河内居宅 介護支援センター	下野市薬師寺3181番地 6	平成23年 2月28日	居宅介護 支援
----------	---------------------------	-----------------------	-------------------	----------------	------------

栃木県告示第101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成23年3月8日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
70500161	社会福祉法人津田福祉会 理事長 穂積 与四郎	特別養護老人ホーム さつき荘	鹿沼市白桑田254番地 7	平成23年 2月28日	介護予防 福祉用具 貸与
71000849	ゴールドエイジ株式会社 代表取締役 久保川 議道	ゴールドエイジ株式 会社栃木営業所	大田原市浅香三丁目 3731番9号	平成23年 2月28日	介護予防 訪問介護

(高齢対策課)

栃木県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年3月8日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
/	前	真岡市寺内798-10から 真岡市寺内787-2まで	22.0	330.0	
	後	真岡市寺内798-10から 真岡市寺内787-2まで	22.0～28.2	330.0	
/	前	大田原市黒羽向町1046-2から 大田原市黒羽向町1090-3まで	6.7～9.4	240.0	
	後	大田原市黒羽向町1046-2から 大田原市黒羽向町1090-3まで	9.4～13.2	240.0	

II

道路の種類 一般国道

路線名 408号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	真岡市寺内798-10から 真岡市寺内782-4まで	18.0～22.0	433.5	
	後	真岡市寺内798-10から 真岡市寺内782-4まで	18.0～28.2	433.5	

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 矢板那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
29	前	那須塩原市金沢1139から 那須塩原市金沢1117まで	11.8～22.7	78.2	
	後	那須塩原市金沢1139から 那須塩原市金沢1117まで	10.0～12.9	78.2	

栃木県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年3月8日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道294号	大田原市黒羽向町1046-2から 大田原市黒羽向町1090-3まで	平成23年3月8日
	一般国道400号	那須塩原市西三島3丁目183-727から 那須塩原市西三島2丁目173-16まで	平成23年3月8日

(道路保全課)

栃木県告示第104号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、壬生町御里土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月8日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 組合の名称 壬生町御里土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成15年12月26日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区 壬生町大師町の一部
- 4 事務所の所在地 壬生町通町12番22号
- 5 設立認可の年月日 平成15年12月19日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延伸、資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成23年2月28日

(都市計画課)

## 公 告

## ○疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年3月8日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	疑似患畜	7頭	那須町	平成23年2月25日	隔離中

(畜産振興課)

## 調 達 等 公 告

## ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年3月8日

栃木県知事 福田 富一

## 1 入札に付する事項

- 委託業務件名 平成23年度農業農村整備標準積算システム機器保守業務
- 委託業務内容 入札説明書による。
- 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 履行場所 栃木県農政部農村振興課及び各農業振興事務所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、オフィスオートメーション機器等の取扱い又はコンピュータ等の保守・点検の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- コンピュータの保守・点検の実績を有するものであること。
- 迅速なメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札の手続等

- 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県農政部農村振興課指導検査班（県庁本館11階北側）  
電話 028-623-2332

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 入札書の提出期限及び提出場所 平成23年3月24日午後2時 (1)の場所に持参すること。  
イ 開札の日時及び場所 平成23年3月28日午前10時 栃木県庁東館3階入札室2

- その他 入札説明書は、平成23年3月9日から同月23日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

## 4 その他

- 入札保証金 免除
- 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 (4)のオの審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

イ 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、農村振興課で交付する仕様書に基づき作成した書類及び2の(4)及び(5)に該当することを証明する書類を添付して、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

オ 審査

(ア) 技術審査 栃木県農政部農村振興課長が、農村振興課で交付する仕様書に基づき作成した書類及び入札者が作成した2の(4)及び(5)に該当することを証明する書類を、(イ)の技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した書類を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

(イ) 技術審査基準 1の(1)の件名について農村振興課で交付する仕様書に基づき作成した書類及び入札者が作成した2の(4)及び(5)に該当することを証明する書類の内容が、農村振興課で交付する入札説明書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

カ 契約書作成の要否 要

キ 入札の変更等 平成23年度栃木県一般会計予算が原案どおり議決されなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ク その他 詳細は、入札説明書による。

(農村振興課)